

遊休不動産に関するサウンディング型市場調査実施要領

(目的)

第1条 知名町が所有する遊休不動産の有効活用の検討にあたって、その活用の可能性について民間事業者等から広く意見や提案を求め、対話を通じて遊休不動産の市場性や活用アイデア、事業実施に関心を有する民間事業者等を把握することを目的とした市場調査（以下、「本調査」という。）を実施する。

(対象施設)

第2条 対象施設となる遊休不動産は下表のとおりとする。

番号	名称	所在地
1	旧庁舎	鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地
2	旧長寿園	鹿児島県大島郡知名町知名 1945 番地

(実施期間)

第3条 実施

項目	日程
実施要領の公表	令和6年9月17日(火)
サウンディング調査参加申込の受付期間	令和6年9月17日(火)～10月4日(金)
質問事項の受付期間	令和6年9月17日(火)～10月4日(金)
サウンディング調査の実施期間	令和6年9月20日(金)～10月11日(金)
調査結果の公表	令和6年12月(予定)

(調査内容)

第4条 サウンディング調査に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす民間事業者等又は複数の民間事業者等が構成するグループ（以下、「参加事業者」という。）とする。

- (1) 法人その他の団体であること（株式会社、任意団体等組織形態は問わない。）。
- (2) サウンディング調査の参加申込時点で、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (3) 破産法の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体ではないこと。

2 下枠内のサウンディング調査項目について、30～60分程度を目安に対話を行う。(遊休不動産の活用案の検討については、別紙2参照。)また、別紙2の記載内容に限らず、自由な意見の提案も可とする。なお、具体的な活用アイデアが固まっていない場合は、対話の中で参加事業者から質問や確認を行うことも可とする。

〈調査項目〉

ア 事業内容(業種、事業コンセプト、活用方法等)

イ 既存建物の取扱い(改修、解体撤去等)

ウ 事業手法(購入、賃貸借、定期借地権の設定等)

例) 購入したい(既存建物を活用したい、更地にして新築したい)、施設の一部を借りてカフェを運営したい等

3 サウンディング調査は、オンラインで個別に実施する。

(サウンディング調査に係る諸手続き)

第5条 サウンディング調査へ参加を希望する場合は、第1号様式及び第2号様式に必要事項を記入し、電子メールに添付(第2号様式は押印後PDFに変換したものを添付)して提出すること。

【受付期間】 令和6年9月17日(火)～10月4日(金)

1 遊休不動産の活用案を検討するにあたって、質問・確認したい事項がある場合は、事前に第3号様式に質問事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。(必要に応じて、その他説明資料等の添付可。)なお、質問事項に対する回答は、サウンディング調査の際に実施予定。

【提出期限】 令和6年10月4日(金)17時まで

2 サウンディング調査の日時については、参加申込みのあった参加事業者へ直接電子メールにて連絡する。

3 調査結果については、参加事業者の名称を非公表とし、令和6年12月(予定)に知名町ホームページで公表する。なお、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ公表の可否及び公表内容の事前確認を行う。

4 サウンディング調査に関する書類等については、知名町ホームページにて掲載する。(知名町ホームページトップ > くらす > 町政情報 > 公共施設一覧 > 遊休施設の利活用について > 遊休不動産に関するサウンディング型市場調査について)

(その他)

第6条 サウンディング調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。

- 2 サウンディング調査に出席する人数は1グループにつき3名以内とすること。
- 3 提出書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、提出書類は返却しないものとする。
- 4 提出資料は事業の検討以外の目的で使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合は、「知名町情報公開条例」の関連規定に基づき、その限りでないものとする。
- 5 本要領に関係のない提案など、明らかにサウンディング調査の趣旨から外れた提案があった場合には、当該参加事業者との対話は実施しない。
- 6 調査結果の公表後、提案のあった事業内容をもとに、対象遊休不動産の活用方針や、活用事業の実施に向けた事業者の公募等について別途検討する。
- 7 サウンディング調査の参加実績は、事業実施にあたり改めて実施する事業者公募の応募条件及び評価対象にならないものとする。
- 8 知名町及び参加事業者ともに、対話での発言はその時点での想定によるものとし、回答された事業の実施等について、何ら約束するものではない。
- 9 必要に応じて追加対話（文書照会を含む）を行う。
- 10 本調査については、現地見学会は実施しない。ただし、本調査とは別に、令和6年10月下旬に、遊休不動産の現地見学ツアー「沖永良部島 体感・想像（創造）・交流 ツアー～知名町遊休不動産の利活用～（仮称）」を予定しており、現地見学ツアーの概要については、知名町ホームページで令和6年9月中旬頃公開予定。
（知名町ホームページトップ > くらす > 町政情報 > 公共施設一覧 > 遊休施設の利活用について）